

飼料の暫定許容値見直しによる牧草の利用自粛について

1 牧草の利用自粛について

平成24年2月3日付けで牛用飼料の暫定許容値が100Bq/kgに引き下げられたことを受け、平成23年産保管牧草及び平成24年産牧草の利用の可否を検討し、下記の地域においては利用の自粛が必要と判断し、関係市町・団体に通知しました。

平成23年産保管牧草及び平成24年産牧草の利用自粛要請地域

県内全域

ただし、次の地域を除く

美里町の旧南郷町，石巻市の旧河北町

2 利用自粛が必要と判断した理由

平成23年に実施した牧草モニタリング調査において新許容値を超えたことがあり、平成23年産保管牧草を調査したところ新暫定許容値を上回る保管牧草が確認されたことから、23年産保管牧草に新許容値を上回るものがあり、24年産牧草も新許容値を上回る可能性があると思込まれる。

3 対象農家

繁殖農家，肥育農家

※酪農家については、宮城県産生乳の清浄化のための取組指針に基づき、戸別に自粛要請を通知しています。

4 今後の対応

(1) 代替粗飼料の確保

- ・生産者団体へ代替粗飼料の円滑な供給を要請。
- ・国へ代替飼料確保支援事業の継続実施を要請。
- ・社団法人宮城県農業公社へ稲発酵粗飼料の供給について協力を依頼。
- ・生産者に対し草地除染（反転耕・耕起）作業後に1年生牧草や夏作飼料作物の作付けを誘導。

(2) 草地の除染

- ・可能な限り反転耕や耕起による草地の除染を進める。
- ・放射性物質汚染対処特措法に基づく除染計画策定市町では、除染計画に永年性草地の除染を位置づけるよう要請。

(3) 自粛牧草の処理

自粛により利用できない牧草の処理については、国や市町村と連携し、一日も早く処理できる体制整備に向け取り組む。

(4) 平成24年産牧草の解除について

- ・平成24年5月以降に詳細な調査を行い、新暫定許容値以下であることが確認されれば利用できます。調査方法は別途通知します。
- ・また、草地除染を実施後、生産された牧草が新暫定許容値を下回っていることが確認された場合も利用できます。

5 その他

大河原地域（白石市，角田市，蔵王町，七ヶ宿町，大河原町，村田町，柴田町，川崎町，丸森町）と栗原市は、平成24年2月24日付けで自粛要請済。

【参考】

■ 飼料の暫定許容値

新許容値：100Bq/kg，例外規定なし

(旧許容値：300Bq/kg，例外的に繁殖牛や育成牛は3,000Bq/kg)

■ 平成23年産保管牧草の調査結果

地域	対象市町村	調査点数	新許容値	超過割合
		A	超過点数B	B/A
仙台	仙台市，塩竈市，名取市，多賀城市，岩沼市，亶理町，山元町，松島町，七ヶ浜町，利府町，大和町，大郷町，富谷町，大衡村	56	19	34%
大崎	大崎市，色麻町，加美町，美里町，涌谷町	76	44	58%
登米	登米市，気仙沼市，南三陸町	42	24	57%
石巻	石巻市，東松島市，女川町	16	3	19%
計		190	90	47%

■ 平成23年産保管牧草及び平成24年産牧草の利用の可否判断フロー

